

H18年3月議会 会派 未来 代表質問

- 1 市長・助役の政治姿勢について【企画】
- 2 住民参画・市民自治の推進について【企画】
 - (1) 市民協働のあり方
 - (2) 市民自治について
 - ① 淀江地域の自治区構想について
 - (3) 公民館の役割・位置づけ【教委】【企画】
 - ① 地域自治センター化（条例化）
 - ② 新市建設計画策定時のワークショップ提言について
 - ③ 職員体制について
 - (4) 総合計画策定等計画策定方法について【企画】
 - ① 策定方法について（非常勤職員雇用を）
 - ② 市民自治を展望する地域計画づくりについて
 - (5) 予算編成システムについて【企画】【総務】
 - ① 予算編成の公開及び市民参画について
 - (6) 安心・安全のまちづくりについて【企画】【総務】【教委】
 - ① 行政・警察・市民の役割分担について
 - ② 学校・通学路について
 - ③ 公園・地域の安全について
 - ④ 交通事故対策について
 - ⑤ 災害時対応の学校給食施設建設（単独調理校整備）について
 - ⑥ CAP（子どもたちへの暴力防止）プログラム導入について
 - (7) ごみ問題について【市民環境】
 - ① ごみ有料化について
 - ② ごみ減量化計画について
 - ③ 西部広域ごみ処理策について
- 3 合併後1年間の検証について【企画】
- 4 保育園及び子育て支援について【福祉保健】
 - (1) 公立保育園のあり方・役割について
 - (2) 乳幼児期の子育て支援策のあり方について
- 5 指定管理者制度について【総務】【教委】
 - (1) このたびの制度導入にともなう総括と残された課題について
 - (2) 伯耆文化創造計画について
 - (3) 図書館への影響について
 - (4) 制度導入に伴う外郭団体の取り扱いについて
- 6 米子ゴルフ場に関する諸問題について【総務】
 - (1) 業者選定過程における市長としての姿勢について

- 7 市民に信頼される市役所づくりについて
 - (1) 市役所の現在の評価と今後について【企画】
 - (2) 予算一律カットの波及効果について【総務】
 - (3) 職員の意識改革と人材育成について【総務】
 - (4) 滞納整理問題について【総務】
- 8 介護保険制度改革と地域包括支援センターについて【福祉保健】
 - (1) これからの地域福祉のあり方について
 - (2) 米子市の介護保険制度の課題について
 - (3) 地域包括支援センターについて
- 9 新たな広域連携について【企画】【経済】
 - (1) 中海圏域での広域連携（観光その他）について

○（森議員）（登壇） 会派未来の森雅幹です。私たち5名は、基本姿勢として各自がさまざまな市民の負託を受けているという立場を尊重し、自由に論議を行う中で市民にとってよりよい政策を提供するという考え方のもとに、基本的な視点を住民参画、行政と住民との協働によるまちづくりに置いて、市政運営へ提言及びチェックをしております。この基本姿勢に基づき数ある課題の中から9つの分野にわたって質問をいたします。

まず市長、助役の政治姿勢についてであります。代表質問も日数を重ねてまいりましたので相当重なる質問もありまして、わずか1つですけれども彫刻シンポジウムの問題について市長に伺います。この事業は市民が作家選定から制作過程、子ども彫刻教室などに深くかかわり、作家と交流を深める中で彫刻作品の制作から完成までを共有する意義ある事業であります。当初は市民の力でスタートしたものであります。米子市が平成7年に策定した彫刻のあるまちづくり基本計画に基づき、文化ホールを基点とした彫刻ロードの整備とともに実施をしてきたものであります。現在36基の彫刻がこの事業により制作され設置してあります。次年度予算は計上してありますが、行革大綱によれば18年度で事実上の終了となっております。市民の間にはこの考えを見直してほしいという強い声があります。改めてこの強い声に対してどうこたえられるのか伺います。

次に、助役について伺います。五嶋助役にありましては、もちろん助役という職責は初めてだとは思いますが、就任以来約10カ月が経過しての自己評価並びに助役の考える米子市のこれからの方向性について伺います。

次に、大項目2番目として、これは市長の政治姿勢とも大きくつながるところであります。住民参画、市民自治の推進について伺います。市長は一貫して市民との協働のまちづくりを基本理念とされ、平成18年度当初予算説明の中で、「市民が主役の行政の実現を目指し、市民の声を市政に反映すべく努力してきた。行政の意思決定についてその内容、経過を明らかにし、市民の知る権利、市の説明責任を確保することはもとより、施策形成過程などの情報を市民に提供し、政策・施策形成過程に市民参画の手法を取り入れ、市民の市政への参画意識、地域コミュニティ活動への参加の向上を促し、協働のまちづくりを進める。」と述べておられますが、具体的に施策として何を実施されてきたのか伺います。私もこの協働のまちづくりの実現を訴えてまいりました1人ですが、市長の考えておられる市民参画及び協働の定義がややもすると違うのではないかと考えます。改めて市民参画、市民協働の定義について所見を伺います。あわせて市長が述べておられることが現在どこまで実現をしているのか、また実現へ向けての決意を伺います。

次に、市民自治、とりわけ地域自治組織の淀江地域への導入構想について伺います。昨年6月議会で八幡議員が市民との協働の市政運営の実現に一番

近い方策として地域自治制度の導入があり、第一歩として試験的に淀江地域をモデルとして定め実践してはどうかと質問していますが、市長は淀江地区に限らずそれぞれの地区での住民の主体的な機運の醸成、活動の状況等を勘案しながら今後の対応を考えたいと答弁されております。市民の皆さんは地域自治組織制度自体、御存じでない状況の中で市民の主体的な機運の醸成などできないと考えます。やはり合併による不安、不満や地域自治の機運が高まっている淀江地域をモデル地域として実践してはどうかと考えますが、改めて市長の所見を伺います。

次に、公民館の役割、位置づけについて伺います。これまで何度も公民館の自治センター化について市長、教育長と議論してまいりましたが、公民館は実質的に自治センターの機能がある、現在支障がないので必要ないとされております。私は、公民館を条例で自治センターと位置づけることにより公民館の機能をより強化をし、住民みずからの合意形成による自主・自立的な地域づくり活動を推進することが、市長が唱えられる市民と行政が協働するまちづくりの一番の近道と考えますが、改めて市長の所見を伺います。

次に、新市建設計画策定時の健康福祉グループのワークショップの提言はこの公民館の自治センター化とセットのものであり、公民館が具体的なすべての行政サービスの総合窓口になるというものでありました。改めてワークショップ提言への評価及び市長の考えられる市民と行政が協働するまちづくりとの違いについて所見を伺います。また当然自治センター化すれば職員配置を根本的に考えなければならないと考えますが、公民館の現状においての人員体制について伺います。現行、非常勤の館長及び非常勤職員3人の、以上4人体制となっております。行革の視点で時間外勤務の縮減が迫られ、結果としてこれまで行ってきた公民館行事に支障が生じていると聞いておりますが、これではあべこべではないかと考えます。教育長の所見を伺います。

次に、総合計画策定などさまざまな計画の策定方法について伺います。当然、市民との協働のまちづくりという視点からすれば市民の多くが計画策定に参画し、多くのパブリックコメントなどが寄せられ、結果として計画ができ上がる、こういう流れだと考えますが、本年度は多くの計画が策定中であり、必ずしもこのように運んでいないのではと考えます。コンサルに委託をし、丸投げで米子の文化、歴史、市民性をわからない人がコーディネーターとなり、ワークショップが重ねられ時間切れでコンサルが全国どこにでもある計画案を丸ごとつくる、こんなことになっているのではないかと心配をしております。計画はどの計画も重要であります。時間をかけ米子の実情を知り尽くしたコーディネーターがリードをし、いろいろ建設的な意見が計画案に反映していくことが期待されていると考えております。そこで今後の計画策定に当たっては、職員をコーディネーターとして養成していくことが必要だと考えます。当面は市内の人材を非常勤職員のコーディネーターとして採

用をし計画策定に当たるべきと考えますが、市長の所見を伺います。

次に、市民自治を展望する地域計画づくりについて伺います。これまで総合計画の地域計画づくりを提唱してまいりましたが、市長は総合計画に地域計画はなじまないとされてまいりました。市民と行政が協働するまちづくりを標ぼうする市長としては、まちづくりの主役である市民の市政への参画意識や地域での課題に地域住民がかかわっていくためのコミュニティ活動の促進のためには、地域でみずからの地域をどうしていくのか計画づくりが非常に重要だと考えますが、市長の所見を伺います。

次に、予算編成の公開及び市民参画についてであります。来年度予算編成に当たり、本年度から予算策定過程、すなわち課長、部長、市長の各査定段階が公開されました。関係者の皆さんの努力に敬意を表します。これまでどのように予算が編成されているのか、市民にとって全くわかりませんでした。まさに市長の言われる意思決定について、早い段階で施策形成過程などの情報を市民に提供し共有することであり、大きく評価をいたします。そこで事業概要書の公開について要求段階からできないものか伺います。また会派未来として行政視察を行いました掛川市では、予算編成への市民参画として各地域へ市長以下出かけていき、次年度についての予算要望を聞き、またそれを予算化していく作業をされておりました。こういったことができないかと考えます。市長の所見を伺います。

次に、安心・安全のまちづくりについて伺います。警察の犯罪認知件数は全国的には増加の一途をたどり、地域の安全、特に子どもの安全が脅かされている時代に突入をいたしました。単純に犯罪認知件数だけで大騒ぎしたくはないのですが、実際に私たちの周りで不審者や事件が起こっている現実を黙って見ているわけにはいきません。こういった状況の中で、昨年、鳥取県警の防犯ボランティア補助金に多くの団体が応募をし、結局30団体が補助金を受け防犯活動に取り組みました。そこでまず過去にも質問をしていますが、改めて行政、すなわち米子市ですが、警察、市民の役割分担について、また米子市としては何を行っていくのか具体的に伺います。

次に、学校通学路についての問題について伺います。昨年末、国は犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議を開催し対策を決定いたしました。中でも緊急対策として全通学路の安全点検、すべての学校における防犯教室の開催、情報共有体制の構築、学校安全ボランティアの充実、国民に対する協力の呼びかけ等を決定し、特に最初の全通学路の安全点検などについては今年度末までに行うとされました。そこで伺います。通学路の安全点検、安全マップの作成については学校だけがつくっては効果がないと考えます。子ども、教員、保護者、地域、行政が一体となって点検をし、マップの作成、そして環境改善をしていかなければならないと考えますが、市長、教育長の所見を伺います。また防犯教育については人間不信を増幅するような教育では明らかにいけないと考えますが、どのようなプログラムで実

施されているのか伺います。昨年3月議会で防犯灯について質問をいたしました。改めて通学路の防犯灯整備について伺います。御承知のように、箕蚊屋中学校は田んぼの真ん中に建っております。したがって田んぼの中に通学路があります。また中学生だけでなく高校生もこの田んぼの中を通学しております。この通学路で事件が起こっております。少しでも安全にするために通学路に防犯灯の設置がぜひ必要だと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、交通事故対策について伺います。市民にとっては交通事故も犯罪と同じく安全対策として重要であります。先ほども申し上げましたように、今地域では地域の安全対策が急務であるということが多くの市民の間での共通認識となっております。どこの地区にも交通安全協会支部が整備をされており、関係者の努力により交通死亡事故は大きく減少してまいりました。しかし交通事故は毎日いろいろなところで起こっております。また事故が起こったところのマップさえできておりません。通学路の安全マップに交通事故の記録もあわせて載せるべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

次に、ごみ問題についてであります。米子市の環境政策や財政計画の観点からだけでなく、西部圏域全体、さらに地球規模での循環型社会を形成していくことが求められており、ごみはできるだけ出さない、燃やさない、埋めないを基本としなければなりません。またごみの処理に当たっては市民の協力がなくては到底できません。その意味でも1人でも多くの市民がかかわり、納得でき協力できる処理方策が求められております。以下数点にわたって伺います。まず、ごみ有料化についてであります。財政健全化プランに家庭ごみの有料化として位置づけられ具体的に検討が進んでいると聞いておりますが、有料化ということは大きな転換だと考えますが、有料化の根拠、目的について具体的に伺います。

次に、大項目の3番目として合併後1年間の検証についてであります。この3月末で合併後1年を経過するわけですが、この間、市長の発言の中には合併があったのかどうかさえわからなくなるような発言が幾つかありました。市長は新市の一体性の確保を掲げられておりますが、最優先課題と位置づけておられるのかどうか伺います。合併効果、または弊害についての総括を具体的に伺います。また今後の課題についても伺います。また淀江町の市民の皆さんの声、すなわち合併してよかった、合併して失敗だったというような意見をどのように把握しておられるのか、市長、参与、それぞれに伺います。

次に、大項目の4番目として保育園及び子育て支援について伺います。子育て世代の負担を軽減するために、延長保育、乳幼児保育、一時保育など保護者のニーズに即した保育の質の向上、多様化を図ることとしております。この言葉は市長が2期目の市政を担当されるに当たり、昨年6月議会に行われた施政方針演説の中で子育て支援に関して述べられた一節であります。

親の就労形態の多様化や核家族化が進む中、低年齢保育、延長保育、休日保育、病児保育、障がい児保育など保育ニーズもますます多様化することが予想されます。また一方で、保護者も身近な相談相手がいないなど子育てに対する不安やストレスが解消されにくい状況であり、児童の心身の発育に大きな影響を及ぼす児童虐待、育児ノイローゼなどの一因となっていることも考えられ、保育所や幼稚園に入所していないいわゆる在宅児童に対する子育て支援も大きな課題になりつつあります。子育て支援に対する市の取り組み姿勢について、以下伺います。まず公立保育園のあり方、役割についてありますが、1番として、保育園の効率的な運営のあり方について今年度中に方向性を出すと言われておりますが、検討状況はどうなっているのか伺います。次に、検討の過程で公の果たすべき役割として公立保育園の役割をどのように考えておられるのか伺います。次に、乳幼児期の子育て支援策のあり方についてありますが、1番目として、子育て支援センターの利用人数、相談件数ともに低下傾向にあります。要因はどこにあると分析されているのか伺います。2番目として、地域における在宅育児への支援についてどう取り組んでいかれるのか伺います。

次に、大項目5番目として指定管理者制度についてであります。4月から美術館、歴史館、都市公園、ふれあいの里など46施設が指定管理者制度に移行をいたします。指定管理者制度は公共施設の管理業務を民間にも開放する制度であります。市長は民間のノウハウを導入して市民サービスの向上を図ることが第一の目的であると説明されてまいりました。しかし、市民や施設利用者に対する指定管理者制度についての情報提供や説明は大変不十分なものであり、例えば教育・文化施設を民間会社に管理させるようなことで、米子の文化はどうなるのかというような批判が市民の間には今も強く存在をしております。市民福祉向上のための公の施設の管理はどうあるべきかという重要な問題であり、5年後に引き続き指定管理者に管理を委託させるのか、あるいは直営に戻すのかの判断をする上でも継続して議論、検証をすることが必要であります。そこで指定管理者制度について、以下質問をいたします。指定管理者制度導入の検討に当たって、情報公開と住民参画は十分であったと考えておられるのか見解を求めます。またこのたびの米子市の指定管理者選定方法では、市民サービスが確保されるのか大変不安であります。市民満足度などについてはどのように評価されるのか、また評価に当たって市民参画はどのように保障されるのか伺います。

次に、伯耆の国よなご文化創造計画についてですが、新市まちづくり計画の重点プロジェクトであり、歴史館、美術館、図書館などの機能を高めネットワーク化し、新米子市を文化創造都市として情報発信しようという壮大な計画であります。新米子市のまちづくり政策の基本にかかわるものであり、それぞれの施設が連携して政策づくりに取り組むことが必要ですが、歴史館が民間会社に指定管理されたことで計画に影響が出るのではないかと

との懸念が市民の間にあります。このような不安にどう答えられるのか伺います。

次に、図書館への影響についてであります。同じ文化事業団が、指定管理と直営施設の業務委託という2つの形態で公の施設の管理をすることになりました。そのことで、学校教育との連携が重要であり、教育施設であるので指定管理者制度はなじまないという理由で直営が決まった図書館職員の身分が大変不安定なものになっております。直営施設職員の雇用条件に対しては米子市が決めるべきものと考えますが、見解を求めます。

次に、制度導入に伴う外郭団体の取り扱いについてであります。今回の指定管理者選考の結果、東山水泳場、山陰歴史館、福市考古資料館及び淀江歴史民俗資料館、都市公園については、従来の外郭団体が指定管理者から外れました。対象となった施設の職員のうち新たな指定管理者が雇用を予定している人数は、教育文化事業団が11人中4人、公園協会26人中12人、社会福祉協議会が7人中2人となっており、対象人数44名中わずか18名しか雇用継続されておられません。雇用に対してのフォローは市として行うことになっており、以下幾つか伺います。まず1番目として、職員の雇用確保について新たな指定管理者に対して市としてどのように交渉をされたのか。2番目として、退職金の精算についてであります。12月議会で外郭団体の職員の退職金精算に関して、行革推進監から4月1日以降は民間企業と同じ取り扱いをするという公平性の観点から3月31日で精算するという答弁がありました。今日現在でどのような取り扱いをするのか正式に聞いておられません。一体どんな取り扱いをするのか、また従業員に対してどんな説明をされているのか伺います。

次に、大きい6番として米子ゴルフ場に関する諸問題についてであります。米子ゴルフ場の新たな経営者の選定に当たって米子市が設置した選定委員会の方々は、年末の忙しいさなかに業者に対するヒアリングも含めて精力的に検討され、最終的に株式会社チュウブを選定するという報告をされました。選考の過程では最終的に株式会社チュウブともう1社B社の2社が残り、いずれも甲乙つけがたいため無記名投票を実施され、その結果も2社同数であり、事前の申し合わせによって賃借料の高い株式会社チュウブを選定されたというものであります。さらに賃借料の差も5,600万と5,500万という非常に際どいものであります。一方、雇用確保と雇用条件という観点では、選定委員会に提出された時点では株式会社チュウブは常勤職員16名に対しB社は常勤職員24名という雇用条件であり、人件費総額では株式会社チュウブが28名で8,800万円に対しB社は30名で8,400万円という内容でした。1月17日には株式会社チュウブが従業員説明会を行われましたが、その席上で提示された条件では常勤職員の内訳は正職員が4名、1年間の契約社員が12名というものであり、また人件費総額も5,900万円から7,600万円であり、選定委員会に提示されたものとは2,900

万円から1,200万円の差があるというものでありました。こうした内容に従業員の不安が噴出をし、また議会としても特別委員会の中で市長としての姿勢についてさまざまな意見が出されました。その後、米子市は株式会社チュウブと何回となく折衝を重ね、つい先日ようやく面接に至りました。こうした経過を踏まえ、以下質問をいたします。まず1番目として、業者選定委員会の意見がチュウブともう1社で5対5に分かれたという答申結果を踏まえ、市長として結論を出すに当たりどんな点に重点を置いて判断をされたのか伺います。2番目として、従業員の要望に対して市長としてどう対応されたのか伺います。

次に、大項目7番目として、市民に信頼される市役所づくりについてであります。まず市役所の現在の評価と今後についてであります。最近、さまざまな市民の方から市役所は何を言ってもお金がないというばかり聞かれ、全然元気がない、覇気が感じられない、こんなことなら市役所はいらんという声まで聞くようになりました。市長はこのような声をどのように受けとめておられるのか、またみんなの市役所になっているか、なっていないとすれば具体的に何を变えていこうとしているのか伺います。

次に、また市役所は何を言ってもお金がないということばかり聞かれ、全然元気がない、覇気が感じられないという評価については、私は予算一律20%カットというやり方に起因しているのではないかと考えております。本来、職員は市民のニーズや国、県の動きを積極的に把握し、真に必要な事業の予算要求をしていくものであります。ところが現行計上予算は20%カットという指示であります。これでは新たな情報や需要を把握したところで予算に反映できるわけもない、したがって市民の声を聞いてもしょうがない、お金がないという一言の反応になっているのではないかと考えますが、見解を伺います。また予算要求システムのシーリング方式を根本から見直すべきだと考えますが、市長の所見を伺います。

次に、職員の意識改革と人材育成について伺います。行財政改革の最大のポイントは職員の意識改革であり、市民から信頼されるための人材育成であります。このことは常に言い続けてきており、当局も十分承知されていると思いますが、そのための具体的な方策は一向に見えてきません。改革は市長が指示したことをやればできるというのではなく、職員1人1人が困難に挑戦し、全員一丸となって改革に取り組まなければなりません。真の改革のために職員のやりがいと元気を出す人事システムが求められております。米子市の再生は、まさに人づくりにかかっていると言えます。そこで伺います。元気な市役所とするために市長が求める職員像はどんなものなのか伺います。

次に、行財政改革大綱の中で人事制度改革と人材育成についてどう具体化させていかれるのか伺います。

この項の最後として滞納整理問題について伺います。信頼される市役所の

ためには公平、公正も大きな柱であります。税収を上げていくことはもちろん重要であります、税の公平性を保つことはそれ以上に重要だと考えております。信頼される市役所とするための滞納整理に対する市長の決意をお聞かせいただきます。

次に、大項目8番目として介護保険制度改革と地域包括支援センターについてであります。これからの地域福祉のあり方について伺います。米子市も急速な高齢化社会への進展に伴い、国民健康保険や介護保険財政が大幅に伸びております。団塊世代が高齢化を迎えようとしている中、これまでのようなやり方では間違いなくやっていけなくなってまいります。これからの地域福祉のあり方についてどのように考えておられるのか伺います。またこれからは地域福祉推進のためには市民との協働が重要なポイントになると思われれますが、この点についてこれまでの取り組みの総括と今後の考え方について伺います。

次に、米子市の介護保険制度の課題について伺います。米子市の介護保険料が山陰の他都市及び全国に比べても高い原因をどう分析されているのか伺います。また介護保険料を高騰させないために改善すべき課題は何なのか伺います。

次に、地域包括支援センターについてであります。予防重視型システムへの転換を目的に介護保険が改正をされ、一貫性、連続性のある介護予防の総合的システムを市町村が責任を持って実施することが求められております。その中核になる地域包括支援センター設置の目的と役割をどのように考えておられるのか伺います。地域包括支援センターの設置数は介護保険事業計画策定委員会では1カ所案と11カ所案の両論併記の答申でありましたが、市長が11カ所案と決めた理由は何なのか、また議論になった公平・中立性の確保や市町村の責任の明確化が11カ所を民間委託した方がベターだと判断をされた理由は何なのか伺います。

最後に、大項目9番目として新たな広域連携についてであります。平成の大合併がほぼ一段落をし、自治体の数は3,000から2,000弱へと大きく変わりました。県内でも39自治体が19自治体へと変わりました。一方、地方制度調査会は2月28日、道州制を答申をいたしました。当面10年間はほぼこの自治体の枠組みが続くものと考えられます。三位一体改革の名のもとに地方固有の財源である地方交付税がますます削減をされ、もともと税源の存在しない地方はますます貧乏になっていく。そういった中で一方で自立を求める。こういう状況のもと、一部で言われているような都市間競争に踏み込めば私は取り返しのつかないことになると考えております。都市間競争という言葉は、自分の都市だけが豊かになり、他の地域に勝つというようなニュアンスが含まれております。競争は必ず投資競争の末の勝者と敗者をもたらしてまいります。自治体は敗者になるわけにはまいりません。その意味で都市間競争は非常に危険な領域だと考えております。そこで合併が一

段落した今、求められているのは競争ではなく自治体それぞれが持つ長所を寄せ合って、お互いに協力し合う圏域にこだわらない広域連携ではないかと考えますが、市長の所見を求めます。また広域連携のためには日ごろから信頼関係が必要だと考えますが、現在の状況について市長の自己評価について伺います。

質問は以上ですが、答弁を受けた後に再質問、また同僚議員が関連質問をいたします。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長）（登壇） 森議員の未来の代表質問にお答え申し上げます。

まず、彫刻シンポジウムについてでございますが、平成7年に策定した彫刻のあるまちづくり基本計画では、当時既に設置済みであったサティ前を基点に新加茂川沿い、湊山公園、旧加茂川河口のポケットパークと計画的に設置してまいりました。平成18年度に10回目を開催し、制作される4基の作品をJR米子駅前と鳥取県西部総合事務所前庭にそれぞれ2基ずつ設置する予定でございますが、これが完成しますと旧加茂川沿いの地蔵群につながりまして、当初の目的としておりました彫刻ロードの回遊性が一応確保されることとなります。彫刻ロードが完成することとなりますので休止の方針としたところでございます。

次に、市民との協働のまちづくりについてでございますが、主なものとしましては具体的な取り組みといたしまして米子市市民参画推進指針の策定、ホームページ・広報よなご・報道機関などを活用した積極的な行政情報の提供、予算査定状況の公開、財政健全化プランの説明会の開催、都市計画マスタープラン・緑の基本計画など各種計画の策定過程における市民参加、また中海圏の市町の市民や行政がともに参加して取り組んだ中海沿岸クリーンアップ作戦などを実施してまいったところでございます。そのほか環境学習、環境啓発、児童自立支援活動、まちづくり活動、旧加茂川・寺町周辺のまちづくりなどの分野でボランティア団体、NPO法人や自治会などと協働して進めているところでございます。

次に、市民参画、協働の定義についてでございますが、市民参画は市民などと行政が情報の共有化を図りながら政策・施策形成過程などの段階から市民の行政への参加を図っていくことと考えております。協働につきましては、市民などと行政が相互の立場や特性を認識、尊重しながら共通の目的を達成するために協力しながら活動していくことと考えております。市民参画、協働は、市政を進める上での基本姿勢、基本目標と位置づけておりまして、どこまでできたらよいということではないと考えております。現在策定作業中の米子市総合計画の基本理念にも掲げ、これも1つの理念として米子市のまちづくりを積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域自治組織制度についてでございますが、地域を拠点とした自治

組織につきましては、各公民館の公民館運営協議会が主体的に各地域のまちづくりを検討されることを期待しているところでございますが、今年度からひとづくり・まちづくり事業に予算措置を講じているところでございまして、主体的な地域づくりに資するものと考えております。また、淀江地区をモデルにしてはどうかとの御提案でございますが、淀江地区に限らずそれぞれの地区での住民の主体的な機運の醸成、活動の状況等を勘案しながら今後の対応を考えたいと思っております。

次に、公民館を自治センターと位置づけるようにとのことでございますが、公民館は地域における生涯学習の拠点であり、また地域コミュニティの拠点施設と位置づけておりまして、住民自治の拠点施設としての機能を有していると考えております。このため新たな条例の制定につきましては現在のところ考えておりません。

次に、新市建設計画策定時のワークショップからの提言についてでございますが、新市将来構想策定時のワークショップにおきまして、健康福祉グループを初めとする数グループから市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを推進すべきであるという提言がなされたことは承知しております。新市まちづくり計画では、施策の基本方針に市民と行政が協働する体制の整備を、また基本計画にコミュニティ活動の推進が盛り込まれておりまして、この提言が参考とされたものと考えております。提言では公民館単位での協働を考えておられますが、市民との協働によるまちづくりは、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども公民館のものも1つの要素であると考えております。

次に、本市における計画策定についてでございますが、各担当課において市民参画の視点から策定委員会等の設置、アンケート調査、パブリックコメント、ワークショップなどの手法を用いながら計画策定に取り組んでいるところでございます。計画策定に当たりましては必要に応じてコンサルタントに業務委託する場合もございますが、あくまで計画策定の主体は担当課でございますので、コンサルタントは補助的、支援的なものと考えております。また本市に適当な人材がいるということであれば、その活用の検討は考えていきたいと思っております。計画策定に携わる職員には、企画力だけでなく多くの意見を取りまとめることのできる能力も求められますので、計画策定を主体的に取り組むことのできる職員の養成に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域計画づくりについてでございますが、住民の皆さんが自分たちの住んでいるまちづくりを主体的に考えていかれることは大変望ましいことだと考えております。本年度から各公民館に設置されました公民館運営協議会等の活動の中で、自分たちの地域のまちづくりを自分たちで考えてみようというような動きが起こることは大いに期待しているところでございます。既に幾つかの地区でふるさと構想の策定、安全・安心なまちづくり計画

の策定や地域の景観づくり計画など、それぞれの地域の課題や実情に応じた取り組みがなされてきていると認識しております。

次に、予算編成システムについてでございますが、予算編成の公開については昨年6月の本予算編成から公開を開始いたしたところでございまして、その公開内容や公開範囲など今後さらによくしていく部分があると認識しております。事業概要書の公開時期も含め改善するよう検討してまいりたいと考えております。また予算編成への市民参画についてでございますが、そもそも地方公共団体における予算編成は各部局が予算編成方針に基づく基礎的な考え方を踏まえ、国・県の動き、議会からの提言、各種団体からの要望、日々の業務での判断などから住民ニーズを的確に把握し、また国・県の動向などにも留意しながら予算要求するものであると認識しております。事前に各地域の市民の御要望を拝聴して予算に反映する手法につきましては、地域間のバランスや予算化に伴う利害得失などの問題もありいかなものかと考えております。

次に、安全で安心なまちづくりを推進するための役割分担についてでございますが、市民の皆さんには日常生活の中でみずからができる防犯対策を実践いただくとともに、地域の連帯意識に基づいた地域の安全を確保するためのさまざまな活動の推進に努めていただくこと、また警察には犯罪発生を抑止につながるよう犯罪の取り締まりや治安維持に取り組んでいただくこと、また市の役割としましては市民生活の安全・安心の確保に関し地域社会全体の意識を高めるために必要となる情報提供や市民の自主的な防犯活動への支援などであると考えているところでございます。具体的には市報やホームページ、ポスター、チラシなどさまざまな媒体を活用した広報や啓発、地域における自主的・自発的な防犯のための組織づくりや取り組みに必要な情報提供や助言などであると考えております。

次に、通学路の安全点検、安全マップの作成についてでございますが、現在、各学校で安全マップが作成されつつあると聞いております。また同時に子どもの視点に立った危険箇所の情報や保護者や地域の情報なども集約されつつあると伺っておりますので、これらの情報が組み入れられ、より有効なものになると考えております。したがって、このような連携のもとに今後の安全マップのさらなる充実を期待しているところでございます。

次に、通学路における防犯灯の設置についてでございますが、防犯灯につきましては地元自治会がそれぞれの地域で必要とされる場所を判断の上、設置されております。なお新たな場所に防犯灯を設置することにつきましては、地元自治会の負担が伴うことでもあり、また農地の中にある通路に防犯灯を設置することは農作物への影響も考えられますことから、地域の皆さんを初め土地所有者の方とも協議される必要があると考えております。

通学路の安全マップに交通事故の記録も掲載してはとのことですが、子どもたちの安全や安心を確保するには交通事故も当然重要であると

考えております。作成される安全マップに交通事故の発生場所を記載されることは有用であると考えますので、市としましては交通安全の確保に必要な情報について提供するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみの有料化についてでございますが、その目的はごみの減量化の一層の推進、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保及びごみ処理経費に係る財源の確保を目的として実施を検討しているものでございまして、ごみ処理手数料の徴収に当たりましては地方自治法第227条が根拠になるものと考えております。

次に、新市の一体性の確保についてでございますが、現在策定中の新米子市総合計画におきましても新市の一体性の確保をまちづくりの基本理念としておりまして、すべての施策の中にこの理念を位置づけていくべきものと考えております。合併の効果につきましては、米子市のイメージアップが図れること、合併の特例措置が活用できること、さらに行財政の効率化が図れることなどを期待しながらさまざまな施策を展開中でございます。今後の課題につきましては、新米子市総合計画の基本理念であります新市の一体性の確保と市民との協働によるまちづくりを推進しながら生活充実都市・米子を実現してまいることだと思っております。淀江地区の市民の声をどのように把握しているのかとのことでございますが、この1年、淀江地区で開催されるイベントや行事等にできるだけ参加させていただくようにしてまいりました。その際、多くの市民の皆さんと触れ合うことができ、いろいろな御意見を伺うことができたと考えておりますし、またさまざまな媒体を通じまして私のところにも御意見が来たりいたしておりますので、そういうことで意見を把握するよう努めているところでございます。なお田口参与の意見把握についてでございますが、淀江地域で開催されます各種会議等に参加し市民の皆さんの意見を伺うほか、支所の窓口を設置しております提案箱の意見について職員からの情報提供を受けるなど把握に努めておられると承知しております。

次に、公立保育園の民営化の検討状況についてでございますが、現在、保育士への説明会や関係課で協議を行わせておりますが、保育サービスの充実を図る観点からも公立保育園の民営化を含めた効率的な運営方法の検討は必要であると考えておりますので、平成18年度の早い時期に仮称でございますが保育問題等検討会を設置し検討してまいりたいと考えております。

次に、公立保育園の役割についてでございますが、保育所は公立、私立を問わずその果たす役割は同様であると考えておりますが、民営化を検討する過程におきましては公立保育園は行政機関の一部として今まで蓄積された知識や経験などを活用し、本市における子育て支援施策推進のための中心的な施設としての役割もあるのではないかと考えております。子育て支援センターの利用低下傾向の要因についてでございますが、具体的な分析は行っておりませんが、子育て支援センターの利用者は家庭で保育をしておられる方

でございます。育児相談は保育園等でもお受けしておりますし、近年の出生数の減少、保育園における低年齢児の入所の増加、平成16年度から構造改革特区による幼稚園の2歳児の受け入れなどが主たる要因ではなかろうかと考えております。

次に、地域における在宅育児への支援についてでございますが、育児支援家庭訪問事業や子育て支援センター事業の充実を図るとともに、公立保育園の民営化の検討とあわせて子育て支援施設や民生児童委員など地域の子育て支援組織と連携して、子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度についてでございますが、施設ごとの導入の是非につきましては内部の指定管理者適用検討委員会で方針決定をし、その後市民の皆さんに情報公開したわけでありましたが、今後は6月議会でも御指摘を受けました市民の意見をお聞きしながら対応してまいりたいと考えております。今回の指定管理者の選定方法につきましては、外部委員からなる選定委員会を設置するなど現時点では最善を尽くしたものと考えております。指定管理者制度移行後の今後の行政サービス水準の点検、チェックなどにつきましては、市民の皆様からの御意見を十分反映させるとともに監視体制を強化するなど多様な方策を講じてまいりたいと考えております。

次に、職員の雇用に関する指定管理者との交渉についてでございますが、現行の管理受託団体の職員の雇用につきましては、募集要項にも掲載し指定管理者候補者選定基準・評定票で応募者の意思も確認しておりますが、指定管理者が候補者の段階から職員の雇用条件提示書の提出をいただくことにより詳細な雇用条件の提示を求め、不明な箇所につきましては直接候補者に来庁をいただき説明を求めるなど、雇用条件提示書の確実な履行を求めたところでございます。新たな指定管理者への雇用予定職員数は18名でございますが、その他の職員は団体内の配置転換による継続雇用者が7名、他の外郭団体への移管予定者が5名、退職する市OB職員が1名、一般の民間企業に採用が決定した者、指定管理者への再雇用を希望せずみずから就職活動をする者、高齢等の理由で自己都合退職する者などさまざまでございます。

次に、指定管理者制度に係る外郭団体職員の退職金の取り扱いについてでございますが、指定管理者制度の趣旨から3月末で精算すべきものであるという考え方でおりましたが、このたびの指定管理者の指定管理料に退職金の引き当てがなされていないこと、また継続雇用される職員に対する退職金として税法上認められるのは従来の退職給与規定を改正し、中小企業退職金共済制度等へ移行する場合に限られ、それ以外の場合は外郭団体の法人税対象となる上に個々の職員については通常の給与所得とみなすとの国税当局の見解が示されましたことから、継続雇用される職員に対する退職金の精算は現実的に困難な状況となりました。したがって引き続き継続雇用される職員の退職金につきましては、今後おのおの退職事由が生じた時点で当該団体の退職

金算定規定に基づき市が責任を持って財源の手当てをしてまいりたいと考えております。団体の職員に対しても事務局を通じその旨を説明してまいったところでございます。

次に、米子ゴルフ場についてでございますが、選定委員会から株式会社チュウブを選定したとの報告を受け、同委員会での審議の経過及び結果に妥当性を全体として認めましたので、米子ゴルフ場の新たな経営者を株式会社チュウブに決定いたしました。

次に、福祉事業団職員の要望に対する対応につきましては、職員からは特に再雇用希望者全員の完全雇用、すなわち正職員としての採用についての要望を受けておりましたので、選定委員会にも事務局から職員の雇用不安等について報告し、選定に当たって最大限の配慮をしていただくようお願いいたしました。また私としましては福祉事業団理事長として、また市長としての立場でできるだけよい条件で職員を雇用していただくよう再三にわたりチュウブ側をお願いをしてきたところでございます。

次に、市役所に対する市民の声と具体策についてでございますが、市民の皆様の声は真しに受けとめなければなりません。厳しい行財政環境の中、持続可能な行財政基盤の確立を図っていく必要があるとともに、市民ニーズを踏まえた新たなまちづくりを推進していくことも同時に必要でございます。今後、行財政改革大綱に基づく行財政改革に取り組みますとともに、現在策定中の新米子市総合計画に基づきさまざまな事業に取り組むこととしております。またみんなのための市役所を市政の基本目標の1つに掲げ、行政の透明性の向上、市民との協働、スリムで効率的な市役所の実現などの取り組みを着実に進め、市民に信頼される市役所づくりに努めているところでございます。

次に、予算一律カットの波及効果についてでございますが、新年度の予算編成方針では財源不足を解消するため経常経費については事務事業の見直しにより削減するよう指示いたしました。新たな施策展開に係る政策経費については上限額を設けず予算要求するよう指示したところでございます。したがって市民ニーズや国・県補助制度の現状を踏まえ、真に必要な事務事業は予算要求がなされたものと理解しておりますが、予算要求に当たって議員御指摘のような職員意識の実態があったとするならば、それを払しょくするために職場の活性化や職員の意識改革に努めていかなければならないと考えております。

次に、予算要求のシーリング方式の見直しについてでございますが、現行の財政状況を勘案いたしますと歳入に見合った歳出を目指して財務構造を転換する重要な時期であり、引き続き要求基準は明確にしていく必要があると考えております。

次に、職員の意識改革と人材育成についてでございますが、求められる職員像につきましては本市を取り巻く環境の変化や行政ニーズを的確に把握

し、住民の立場に立って創造的に考え自主的に行動するとともに全体の奉仕者としての精神をかん養し、自己成長に取り組む心豊かな人間性を備えた職員であると考えております。また人事制度の改革と人材育成についてでございますが、現在策定中の人材育成基本方針において、人事管理につきましても今後は能力開発、意欲向上などの人材育成に配慮した総合的な人事管理を行うこととしておりまして、できるものから順次実施していきたいと考えております。

次に、滞納整理についてでございますが、滞納整理は一朝一夕に解決できるものではございません。昨年6月に滞納整理緊急対策本部を立ち上げ、その取り組みの中で管理職職員徴収や行政サービスの利用制限などに取り組み、納付意識を高めることなどに一定の効果があるものと考えております。市税等の負担の公平性を確保し健全な財政運営に寄与するため、今後とも引き続き滞納整理のために全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域福祉のあり方についてでございますが、これからの地域には地域とかかわるすべての人々が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加することができるような社会の新しいつながりが必要でありまして、自助、共助、公助の重層的な地域福祉システムを構築していくことが重要であると考えております。本市では現在、地域福祉計画の策定に取りかかっておりまして、その過程の中で中学校区ごとに地域懇談会を開催いたしましたところ、地域の生活課題などさまざまな意見交換がなされ、住民同士のつながりが薄くなっているとの認識が各会場の共通課題として提起されたところでございます。これまでの取り組みの中で住民活動を活発化するためには、地域のコーディネーター役となる人材育成が一番重要であると強く感じているところでございます。また地域福祉を実践していくためには、社会福祉協議会との連携が不可欠と考えておりまして、社会福祉協議会が策定される地域福祉活動計画の事務作業を共同で行うなどして相互に切さたく磨いてまいりたいと考えております。

次に、介護保険料についてでございますが、本市の保険料が高い要因といたしましては、これまでも申し上げてまいりましたとおりサービス事業者が多いことがその一因と考えております。保険料を抑制するための課題につきましては、1人1人の要介護状態に応じた給付の適正化に努めるとともに介護予防施策を着実に実施し、要介護状態に陥ることや要介護状態の進行を抑制することが重要であると考えております。

次に、地域包括支援センターについてでございますが、その設置は地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としております。その役割といたしましては、これまで在宅介護支援センターが行ってまいりました地域における総合相談、支援や地域でのネットワークづくり、介護予防マネジメントなどがございます。また11カ所案を選んだ理由でございますが、市内全地域にきめ細かい配慮ができ、これまで築き上げた

なじみの関係が維持できること、直営1カ所では人材の確保が困難であることなどでございます。公平性、中立性の確保の面だけを考慮しますと、直営で市内全域をカバーすることがよりよい選択肢であるという考え方もございますが、本市ではまず地域の高齢者の利便性を第一に考えまして、包括支援センターが要援護者の生活を支える地域包括ケアシステムの中核として機能するためには、各中学校区に配置することによりそれぞれの地域で要援護者、地域住民、関係機関をつなぐ役割を果たしていく必要があると考え1カ所案を選択したところでございます。公平性、中立性の確保に関しましては、地域包括支援センター運営協議会におきまして、その判断基準などを御審議いただき徹底してまいりたいと考えております。

次に、中海圏域での広域連携についてでございますが、都市間での切さたく磨は必要でございますが、県境にこだわらずそれぞれの長所を生かし協力し合う都市間連携が大切であると考えております。本年度はラムサール条約の湿地登録、中海・宍道湖・大山圏域観光連携事業推進協議会の発足、中海カナダ協会の設立、米子空港利用促進懇話会への松江市の加入など、さまざまな連携の取り組みが活発化しております。また周辺4市で構成します中海圏域4市連絡協議会で中海の水質浄化や観光情報の共同発信、中海圏域産業技術展の開催支援など、官民一体となって具体的な取り組みを進めていくこととしております。これらの取り組みを通じまして信頼関係が高まってきていると思っておりますが、今後の活動を通じて一層深まっていくものと期待しているところでございます。

○（生田議長） 五嶋助役。

○（五嶋助役）（登壇） 森議員の御質問にお答えいたします。

就任以来10カ月が経過しての自己評価という御質問でございますが、この間は合併後の野坂市長の市政1年目に当たりまして、本市の厳しい財政事情の中で市長が目指す生活充実都市・米子に向けた基盤固めの時期であったと考えております。これまでに行政改革、米子ゴルフ場問題、平成18年度予算編成等に対処してまいりましたが、特に本市の行財政基盤の確立に向けての改革は緒についたばかりでございます。みずからについて点数をつける段階に達しているとは到底考えておりません。それから米子市のこれからの方向についての御質問でございますが、地方分権が進展し道州制に関する議論も盛んになされる中、中海周辺地域は地理的に、また人口その他、さまざまな資源が集積している点で山陰地方の中核的な地域としてますます発展していく素地を有しております。この地域の中で人口15万人を有する米子市がこれからも大きな役割を果たしていくことができるよう、高齢化社会への対応や産業振興など、経済社会の変化や多様化する市民ニーズに対応し得るしっかりとした行財政基盤を一刻も早く確立することが肝要であると考えております。言うまでもなく分権社会における基礎的自治体、すなわち市町村の役割は非常に大きく、自立的運営を進め、市民との協働により市民

お1人お1人が生きがいを持って生活し得る地域社会の形成が求められていると考えております。

○（生田議長） 足立教育長。

○（足立教育長）（登壇） 森議員の御質問にお答えいたします。

公民館職員の時間外勤務の縮減によって公民館行事に支障を生じているとの御指摘でございますが、職員として効率的に迅速な事務を心がけ、事務事業を見直し、時間外勤務の一層の縮減を図ることは、市民の信頼にこたえ、行財政改革を推進する上で当然の責務ではないかと思っております。また近年、特に公民館行事のスポーツ大会などへの参加が減少するなどの現象が見られ、公民館といたしましては地域住民の自主的参加の促進や住民の主体的な運営等によって公民館行事の活性化を図れるよう公民館運営協議会等と運営のあり方や行事の見直しを模索しているところでございます。いずれにいたしましても、公民館と地域住民とがともに考えていかなければならない問題ではないかと考えております。

次に、指定管理者制度における図書館職員の影響について、直営施設職員の雇用条件は米子市が決めるべきではないかとのお尋ねですが、直営施設の職員といえども業務委託先の職員の雇用条件につきましては業務委託先の判断によるものと認識しております。

次に、通学路の安全点検、安全マップの作成についてでございますが、このことにつきましては広島県や栃木県で事件が起こった際に、文部科学省が登下校の安全対策として学校、保護者、児童、警察、自治体等の関係者により通学路の点検を行うことという通知を出しておりまして、それを受けて平成18年1月の校長会で指導したところでございます。したがって先ほど市長がお答えしましたように、通学路の点検を行う際には学校やPTAだけでなく児童生徒や地域の方々の意見を取り入れることが必要であると考えています。また防犯教室の内容につきましては、最近の新聞報道等でも紹介されておりますが、子どもたちに対してその年齢段階に応じて危険を予測し回避する能力を身につけさせることを目的として、警察等と連携して各学校の実態に応じて実践的な安全教育を行っております。具体的には、きょうはイカのおすしなど、子どもたちが覚えやすいようなキーワードを用いるなどしていろいろなケースを想定して具体的、実践的な対応方法を指導しております。御指摘のように、指導が行き過ぎで声をかける大人はすべて不審者というような認識を子どもたちが持つようになってはならないと考えます。本来、大人は子どもたちに安心感を与える存在であり、人を信じることを教えていくことが教育の本分であると考えます。ですから人を信じ、大人たちが自分たちを見守ってくれている中で、危険を感じたときは必要な行動ができるような教育をしていくことが必要と考えております。

次に、伯耆の国よなご文化創造計画についてでございますが、歴史館は民間の会社に指定管理させることといたしておりますが、公の施設に關します

最終的な責任は米子市にございますので、今後も指定管理者と十分に連携をとりながら計画実施に影響がないよう調整を図り市民サービスの向上に努めたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 答弁をいただきましたので、再質問をしてみたいと思います。

まず彫刻シンポジウムの問題ですが、この彫刻シンポジウムは、先ほども壇上で申し上げましたが市民と協働していくという1つの市長が基本理念とされている、そういったものと照らし合わせても非常にこれはそれにぴったり合ってるものであるとそういうふうに思ってるんですが、市長、これまでの市民が作家と触れ合う中でこういったことをやってきた、その市民の評価というのはどういうふうに受けとめていらっしゃるでしょうか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） いろんなかかわりを持っておられる方もおられまして、いろんなかかわりを持っておられます方々の中でまたいろんな思いもあるだろうと思えますし、またそういう形を通じながら彫刻自体に関して興味を持っておられる方もおられるだろうと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） いろんな考え方があるでしょうということで、ちょっと一生懸命やってきた、取り組んでこられた方たちへのやっぱり評価というものがあるのか私には聞かれるんだと思ったんですが、残念ながらそうではなくっていろんな考え方があるでしょうということなんですが、ちょっと言い方を変えまして、この彫刻シンポジウム、やり始めて今回で10回目ですから約20年になるわけですね。この間、多くの方がこれに携わり、またこの彫刻シンポジウムを20年にわたってやってきたということで全国的な評価も受けてるんですが、この全国的な評価をどういうふうに受けとめていらっしゃるでしょうか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） いろんな評価はあると思っておりますし、特に彫刻関係の方々の中で評価が高いというふうにも伺っているところでございます。彫刻シンポジウムにつきましては、先ほども申し上げましたけれども来年度、議員もおっしゃいましたように10回目の開催となりまして、彫刻作品4基を新たに設置しますと、当初目的としておりました彫刻ロードというものがあったわけでございますけれども、これが一応の完成を見るということでございますので休止を考えているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 確かにこれは途中から市が彫刻のあるまちづくり基本計画というものをつくって、その後市民と一緒にやってきた、それまでは市民が主導でやってきた、こういうことなんですけれども、確かにその回遊性が一応はできるということも1つの評価だと思うんですけれども、こういった取り

組みをずっとやってきてるっていうことが私は大きなこれは財産だと思ってるんですが、そういった感覚での市長のとらえ方はないんですか。市民と行政が一緒になってこういったことを一緒にやってきた、そういったことの評価というのは市長、どういうふうに思ってます。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 当初予定しておりましたのは、議員もおっしゃいましたように回遊性をつくるということで進めてきたわけでございます、そういう観点からいきますと一応の成果はあったものと思っております。また市民の皆さんと協働しながらいろんな事業を進めていくということは大事なことだと思っております。この分野に限らずいろんな分野で皆さんと一緒にやって、1つの目標を持ちながらやっていくべきだろうと思っております。先ほど来申し上げておりますけども、この彫刻シンポジウムというものにつきましては彫刻ロードとしての一応の完成も見るということもございますので休止を考えているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） この彫刻シンポジウムは確かにお金がかかって、市民だけでやってるときは大変でありました。たくさんの方がこのお金を集めるために奔走をして、いろんな努力をされてまいりました。その後、この彫刻のあるまちづくり基本計画というものを市がつくって一緒にやろうという形で、いわゆる市長が言っておられる協働のまちづくりっていうスタイルで協働してやってきたわけです。先ほどもございましたように、彫刻関係者の間でも全国的な評価は非常に高いものであります。米子でこの彫刻シンポジウムに参加をしたということで、これは大きな評価を得てきたわけです。この長くやっているということに大きな意味があって、特に財政状況の問題は重々私もわかっておりますので、ここでやめてしまうということの米子市が受ける評価、この評価と、例えばやり方を変えて、例えば4基を2基にする、あるいは2年に1回を3年に1回にする、4年に1回にする、いろんなやり方がやっぱりあると思うんです。市民の皆さんと一緒に、やってきた市民の皆さんとも一緒に検討しながらいろんなやり方はないのかというような十分な話し合いがなされた上でこういった方向になるのであれば、私はそれも1つの方策かなというふうに思うんですが、これは市のその行革の延長上みたいな話で一方的にこれを、協働してやってきたものを一方的にこれをやめるとするのはちょっとこれは市長の理念からしてもおかしいのではないですか。あわせてこの米子市の全国的に受けるこういった評価が今後どうなっていくというふうに考えられるのか、この2点についてお願いします。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 全国的評価と言われますけれども、そういう中で一応私も所期の目的として考えておりました回遊性というものは一応完成を見るわけでございますので、それはそれなりとして成果があったものと考えま

すけれども、休止ということを考えていかないかんだろうと思っているところでございます。ただ、今後広く市民の皆さんの中でもととの、先ほど議員もおっしゃいましたように自分たちの力だけで始めたもんであるというような機運が再び盛り上がって、また今までの経験を生かしながら新しい取り組みとしてこういうことをやっていこうじゃないかというような機運が醸成されてくるようなことがありましたならば、市は市としての役割の中で新たな取り組みを検討していかなければならないのではないかというふうに思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） ちょっともう1回聞きますが、休止なんですか、それとも中止なんですか。今の話を聞くと、休止ということは休んでるってことですから、もうちょっとしたらまた始まるのかなという気もしてたんですが、今のお話だと市民の中で新たなそういった気持ちが出てきたらばそういうことを考えんこともないという答弁なんですけれども、休止というのと中止というのとどっちなんですか。中止ですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 休止と申しあげましたのは、もともと旧加茂川等の開発と兼ね合わせて回遊性を持たせようという計画だったわけでございます。そういうものがもし仮に今後できるということであれば、現計画の中でまた考えていくということもあり得るだろうと思って中止と申しあげているところでございます。ですからもともとは回遊性を持たせようという彫刻のあるまちづくりという計画が立てられていたわけございまして、それは旧加茂川地区の開発とも関連してたわけでございます。それが今進んでないという状況でございますので、その辺もあわせて回遊性というような観点からの今後の進め方ということであれば中止ということでございます。

○（生田議長） 森議員。

（「失礼。休止ということでございます。」と野坂市長）

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） どうも市長の頭の中は言葉は休止だけれども、本心は中止だとかういったことが言葉の中に出てるんじゃないかなと思ったりもしますが、要は私は、例えばこの彫刻シンポジウム自体が市民が主導で始まった、これはこれでよかったと思います。その中で途中から彫刻のあるまちづくり基本計画というものができて、市長はこの中ではもう回遊性だけのことをおっしゃってますが、私はそれだけではないんだらうというふうに思ってます。ただ単にその回遊する道だけをつくるのが目的ではなくて、要はその彫刻をどういうふうに市民が愛し、そしてまたそれによって潤いのある町ができていくのかということだと思っんですね。それをずっとまた継続していくところに私は大きな役割があるんだらうというふうに思っています。そういう意味で、確かに市の財政は悪いんで、もう何でもかんでもこれ続け

てやれとこういった立場ではもちろんありません。ただ丁寧なやり方はやっぱりあるのではないのかというふうに思うんです。それを今度は市民の方で独自にやるんだったらやりなさいよ、それだったら市も何らか手伝うこともあるかもしれんよというようなことではなくて、これをお互いに役割分担をしながら今までやってきて、今後ほかのところにもやっぱりつながるものだと思うんです。協働で市民とやってきた事業を、一方的に今度は市の方で予算がないからやめました、この計画の中にはもう目的は達しましたからやめました。一方的にやってしまうというこういったやり方というのは、協働の相手に対するいわゆる信頼を著しく私は傷つけるもんだと思うんですが、そのあたりのところは市長はどういうふうにお考えですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど来申し上げておりますけれども、私どもの立てて、市民の皆さんとも一緒に立てた計画というのはあったわけがございますけれども、それが一応の完成を見たということで休止を考えさせていただいているところでございます。そういう中で先ほど来申し上げておりますけれども、議員もおっしゃいますように、もともと市民でやろうじゃないかという形でスタートしたものでございます。そういうまた機運が盛り上がってきたり、それからまた今までの経験を生かしてまた新しい取り組みというのもあり得るんじゃないかというようなことがありましたら、もちろん市の方としても検討させていただきたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） ほんじゃもう1回伺いますが、その休止に至る過程の中で、先ほどもちょっと言いましたけれども、例えば4基あるものが2基だとか、例えば2年に1回やっていたものが3年に1回、あるいは4年に1回というような形での検討というのは市民との間に相談とかがあったんでしょうか。それも一切なしに検討もなされなくて、もうこれが一応できたからほんじゃおしまいねとこういうことになったのか、そのあたりの検討はいかがなんでしょうか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 私の理解では、今までの事業を一応完成したものとして休止するという市の考え方というのは皆さんにもお伝えしていたと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 市の考え方を決めてお伝えしたという、ちょっとおかしいんですね。この後いっぱい協働とかがあったという話をしたいんですけども、市長は考え方を決める施策形成過程にあって、その前段からいろいろ情報を出し合ってそうやって決めていくんだよっていうのをすべてのことに基本理念だというふうにおっしゃっている一方で、こういった形でこれは完成したから終わります、休止しますというのを伝えていたということだけでは私はそれ

はおかしいのではないかなと思います。もうここだけで議論してるわけにはいきませんので先に行きますが、この問題は私はまだまだ今年度、これ夏にやるわけですよ。その実際にそののところにやっぱり市長、もう1回見に行っていていただいて、こういった形でやっているというのももう1回評価していただきたい。今までのとおりでいくと、次の20年度に予定になるんですね、単純に。今、市長は休止しておっしゃってるからないのかもしれないけれども、だけでも市民としてはもう次の2年後に向かって次のことが始まるという段に来ている。そこをとりあえず今年度、市長もよくよくその時間をつくっていただいて見に行っていたらいいし、それから市民の皆さんと話をしたいと思っています。今後いろんな形で市民の皆さんが動きもつくられると思いますが、この彫刻シンポジウムを単純な財政の問題でとにかくやめるんだ、市長は今の話だと一応この回遊さえできればもうそれで問題ない、完成だということですけど、私はそうではないと思っていますので、今後も考えていただきたいということを申し上げて先に進みます。

次に、助役の市政への思い入れについてというところで先ほどのお話を伺いました。初めて助役という職につかれて、大変な職責だろうと思います。その意味で敬意を表するところですが、行革が緒についたばかりで自己評価がないとこういうふうにおっしゃいますが、私はあえてちょっと厳しいことを言わせていただきたいと思うんですが、10カ月たって私なりにいろいろ情報収集する中では、助役がもっともっと発言をしていただける場があるんじゃないのかなと思うんですよね。ここの議会の場でも当然そうですし、それから委員会の場、そういった場、あるいはいろんなところでももっともって助役の発言をしていただきたいと思うわけですが、なかなかそれがなされないんですが、奥深いところがあるんだと思うんですが、ちょっとそのあたりはどういうふうにご考えておられるのか。助役に、例えば聞かないと答弁されないではなくて、部長が答弁するまでにもう自分が答えるわというようなところが私はあってもいいんじゃないのかなと思うんですが、ちょっとそのあたりについてどういうふうにご考えておられるのか伺います。

○（生田議長） 五嶋助役。

○（五嶋助役） 御指摘のとおり、私が答えるべき場面もあろうかと思いますが、そのときどきによってそういう場面があるかどうかというのはあらかじめ予想はできないわけですが、これまで少なかったという御指摘も確かに受けておりますので、今後そういった場面があればできるだけ発言していきたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 積極的ではなかったというふうに、まあ消極的だということですが、そういうふうに私も思っております。またそういった場面だけではなくて、やっぱり職員に対してももっともっと指示をしていただく必要があるんじゃないのかなと思うんですね。やっぱり市長と職員との間に立

って、いわゆる事務方のトップですので、今後例えば私はこの後の方でまた協働の話をしたいんですが、その中でもちょっとお話をしたいと思うんですけども、やっぱり市長が生活充実都市ということを描いて、言葉にしているいろいろな政策を出しておられるわけですね。それを実際に事務事業として実施をしていくのは、やっぱり事務方の助役がそこところをすべて統括して進行管理を助役がチェックをしながらやっていくということじゃないのかと思ってんですが、助役のいわゆる職責ってということについての役割をどのようにお考えかちょっとお話しただけませんか。

○（生田議長） 五嶋助役。

○（五嶋助役） 事務的には内部でいろいろと細かい指示を出したりすることもあると思っております。職責としては市長を助けて補佐してさまざまなあらゆる事務的な面についてフォローをし、また指揮統括をするという立場であろうと考えておまして、今後もそうした役割を果たせるよう努力していきたいと考えております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） これまで、先ほど消極的だったみたいな言い方したんですけど、ちょっと失礼かもしれませんが、もう1つ失礼なちょっと質問をしたいんですが、これだけ発言をされないということがあって、例えば3月末で帰られるのかとかそういうようなこともあったりするのかなとかって若干思ったりしたりするんですけども、任期いっぱい米子市のために一生懸命やっていただけなんですよね、ちょっと確認をしたいんですが。

○（生田議長） 五嶋助役。

○（五嶋助役） 私の任期につきましては、わたしがうんぬんすることはできませんけれども、私が助役である限りは一生懸命頑張りたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） じゃあ次に進みます。次に、大項目の2番目としての住民参画、市民協働のあり方、方法論についてですが、市長は一貫して市民協働を進めるという立場をとってこられました。特にことしの予算説明の中でかなりの行数をとられて、質問の中でも述べましたが、かなりの行数をとられてこのことをやっておられます。意思決定してから市民の意見を聞く、あるいは検討をするということでは、これはおかしいことだと思ってるんですが、市長の考え方として意思決定の前に市民参画をしていくと、これをやっていくというのは基本だというふうに書いてるんですが、これがそうなんです。すべての施策についてこういったことを考えてやっていかれるという意思表示だと受けとめてよろしいですね。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） いろいろな場面があると思いますし、もちろんできるだけ皆さん、市民の意見を取り入れながら施策の形成にも努めてまいりたいと思

いますけれども、ケース・バイ・ケースで検討しなきゃいかん場面もあるだろうと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） ちょっとそのケース・バイ・ケースというところが私は問題だと思うんですね。いわゆる予算説明の中でそれだけ、先ほども読んだんですけれども繰り返しません、はっきりとその市民参画がうたわれて市民協働でまちづくりを進めていくんだというふうに宣言されていて、それが意思決定に、先日の議会の答弁の中で給食や清掃などの委託のスケジュールは既に決定をされていて、いついつ民間委託するよということもおっしゃいました。だけれども保育園の件については、保育園だけは住民も入れて検討委員会をつくって何かやるよというふうにおっしゃる。ここんところはこういった線を引いて、これは市民の声を聞いて市民参画をしながら協働でやっていく、あるいはこれはもう市長が意思決定をしたらもうこれは決定だということ、都合がいいときだけの市民参画とか市民協働、こういったことを考えておられてこういうふうに宣言しておられるのかどうか、ちょっとそのあたりをお願いします。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） ちょっと言い方が不十分だったかもしれませんが、もちろん市民参画、市民協働というのは大原則でございます。市民の皆さんの意見を聞きながら、また情報もできるだけ公開を徹底して、市民の皆さんと情報を共有しながらやっていかないかなだろうと思っておりますし、市民と、皆さんと一緒にやっていける分野については協力関係を持ちながらやっていきたいと思っております。ただいろんな状況がございますので、すべてがすべてそういうわけにはいかないこともあるだろうということをおし上げたところでございますけれども、やっぱり市民参画、市民との協働ということは大原則だと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 何かやっぱり都合がいい、すべてがすべてじゃないんだ、だけれども大原則は協働のまちづくりだというふうにおっしゃる、市民参画だというふうにおっしゃる。何かこういった形でいくと、いわゆる自分が決めたことを正当化するだけの住民参画みたいなスタイルになっていくんではないかというふうに危ぐするんですが、そういった私の危ぐは間違いでしょうか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 議員が今おっしゃった危ぐを抱いていただくということについては非常に残念に思いますけれども、私はやはり今までの施策の中で申し上げましたけれども、例えば情報の公開の徹底とか、それから予算査定の状況の公開等を進めてきたところでございますし、また財政健全化プランを進めるに当たっても皆さんに説明をしたり、またホームページに載せたりい

ろんな手段をとってきたところでございます。またマスタープラン、最近私が市長になってから策定をしております緑の基本計画等につきましても、市民の皆さんに伺いながらつくってきたわけでございます。また環境活動ですとか交通安全運動ですとか、いろんな面で市民の皆さんとの協働をできるだけ進めながらと思ってやってきているところでございます。そういう方針につきましては、今後ともそういうことで頑張っていきたいと思っているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） この協働とか市民参画というのは施策ではなくて、基本理念といえますか、基本方針というか、そういったすべての施策の底流にあるものですよね。ある1つの施策だけをこういった形でやるのではなくって、すべての施策に対してこういった基本理念、基本方針でやるということを書いておられるわけですね。ちょっともう1回確認します。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） そのとおりでございます。やはりこれは基本理念、基本姿勢として取り組んでいかなきゃいかん問題だと、また市政全般にわたってそういう方針でやっていくべきだと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） ぜひそういったことでお願いをしたいと思います。今の状況は私が危ぐするといったような形になりつつあるのではないのか。市長は自分が決めたことはもう決めた、ただどもその決めた経過、過程というのは明らかになってないんじゃないかというふうに私は思う部分があります。ぜひそういったことではなくて、こうやって予算説明の中に書いておられる格調高いこの5行部分ですかね、この方向でぜひやっていただきたいと考えています。2つほどそれに関係してちょっと聞きたいんですが、公募委員のあり方、意欲のある採用されなかった市民の、公募委員で外される市民がいるんですよね。こういった市民の活用策について、私は別の協議会でもつくって、せっかくこのことについて意見があるという人ですから、そういった人の意見を聞く場を何とかして持った方がいいんじゃないかと思うんですが、市長はどういうふうに考えておられますか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 議員のおっしゃっております公募委員というのは、審議会とか種々の委員会への応募される公募委員じゃないかと思えますけれども、公募委員として応募される方々はそれぞれ意欲を持って審議会ですとか委員会等で活躍したいと思っておられる方だと思っております。それぞれの目的、その特定の目的をそういう審議会とか、その活動されている分野について意欲を持っておられるというのは理解できるわけでございますけれども、そういう方々の活用策というのを米子市政全体の中でどう位置づけていくかということについては、そういう場は今のところその個々の目的という

ことについては意欲を持っておられますけれども、その方々が全体の中でどう活躍されるかについての活用策を考えるということについては今のところ考えておりません。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） これは要望しときますが、せっかくそういった気持ちのある人ですから、何とかその意見を聞く場を何か持ってやれば私はもっともっと米子市がよくなるのではないかなと思います。それからそういった審議会の男女比率ですね、行動計画があるわけですが、6・4ルールっていうことでやってるわけですが、ちょっと現在の進捗よく状況及び今後の取り組み、もしその計画にいかなかった場合については、条例化するということが計画にうたってあるわけですが、もしそれが計画にいてないということであれば条例化するのかどうか、その計画をいつ条例化するのか、ちょっとこれ伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 審議会等委員の女性の登用率でございますけれども、平成18年3月1日現在で31.4%でございます。女性委員の登用推進につきましては、これまで審議会等委員選任基準で40%以上という、4・6ルールということでございますけど、4・6ルールという目標を掲げて取り組んできたところでございますけれども、3月末時点で目標を達成することは困難な状況でございますので、有効な推進の方策も含めて今後の対応について検討してまいりたいと考えております。また条例の制定ということでございますけども、現在本市は男女共同参画推進計画を持っておりまして、その策定に当たりましては、基本理念や市における責務などの基本事項につきましては男女共同参画社会基本法や鳥取県男女共同参画推進条例によることとしたところでございますので、現在のところ米子市独自の推進条例を制定することは考えておりません。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 推進計画の中に条例化ということで各審議会の委員数を4・6ルールに入れるということが、するということで計画で書いてあると思うんです。今の話では3月末では困難だということは確定したというような答弁でありました。計画には条例化すると書いてあって、それで市長はあらゆる方策を検討したいとこういうことでした。当然その条例化ということが私は問題になってくると思うんですが、ちょっと条例化の問題について、いわゆる審議会条例とかそういった条例を改正をしていくってことについてはどういうふうに考えておられるのか。要するに推進計画の中に条例化するというふうに書いている問題について、そのことについてはどう考えておられるのか伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 一般的な4・6ルールを定めるような条例というものは、

現在国の法律や県の条例を受けて基本計画を策定して進めておりますので、現在のところ独自の推進条例というものをつくることは推進計画がございますので考えておりません。個々の審議会等につきましては、先ほども申し上げましたけど審議会等委員選任基準というのを設けておまして、その中で4・6ルールを目標として掲げているところでございますので、個々の審議会等に関します条例の制定は考えておりません。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） やっぱり今の話はちょっとおかしいなと思うんですよ。その男女共同参画推進計画の中に4・6ルールがうまくそれができない場合については条例化すると書いてあるわけですから、要するに市長が条例化する考えはないというふうにおっしゃると、男女共同参画推進計画自体がないんだということになっちゃうんですよ。だからここんところは今のところはちょっと答弁を修正してほしいんですが、4・6ルールになってない、それが達成できなかったわけですから、条例化するということだと思うんですが、そのことがちょっと具体的にどういうふうにやっていくのかということ、きょうはもう時間がないのでこのことはもう追及しませんが、今後とも考えていただきたいということをおっしゃいます。あと市民協働指針を来年度つくるっていうふうにおっしゃったですし、それから去年は市民参画推進計画をつくるっていうふうに答弁されてるんですよ。それできょうの答弁の中には市民参画推進指針に基づいてっていうふうにおっしゃってますが、この市民参画推進計画っていうのはどうなってるんでしょうか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 市民参画推進計画でございますけれども、市民参画推進指針に基づきまして市としての市民参画の具体的な取り組みを内容とするものでございまして、今担当課が関係部署に意見を聞きながら案を策定している段階でございます。できるだけ平成17年度中の策定ということをお考えしておりましたけれども、若干日程がずれてきておまして困難ではないかと思っております。18年度の早い時期には策定したいと考えております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） この市民参画推進計画っていうのはどういうふうに議論をされて、どういうふうにつくられていくのかっていうのは全く私たちは知りません。市長が協働のまちづくり、市民参加の協働のまちづくりを進めるっていうふうにおっしゃってるのに、実際のこの市民参画推進計画自体は内部だけでつくってるということはもう考えられないなと思うんです。当然これは市民が入ってちゃんといいものをつくってほしいんですよ。市長にここからはお願いします。まだこれができないということであれば、この市民参画推進計画について市民も入れてこの計画をつくる、それからまたその市民協働指針、これについても庁内だけでつくるんでなくて市民を入れてつくっていく、こういうことが必要じゃないかと思うんですが、市長のちょっと決意を伺い

ます。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 現在のところ考えておりますのは、市としての市民参画推進計画をつくること、市としてどうして進めていくかということをつくることを考えておりました、その過程の中で案ができましたら市民の皆さんのパブリックコメントをいただきたいというふうに思っているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） ここが今の話で、何か決めてからそれを市民の皆さんの意見を聞くってというようなことで、市長が書いておられるのは施策形成段階から市民の知る権利、市の説明責任を確保することはもとよりっていうふうに書いておられるんですよ、言っておられるんですよ。施策形成過程などの情報を市民に提供して、施策形成過程に市民参加の手法を取り入れてやってくだよというふうにおっしゃってるのに違う、全く矛盾しませんか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） そういう体制を、またそういうものにしていくために市として、市役所としてどうだったらいいのかということを考えるのがこの計画案でございまして、要は市の内部の規定というか、内部の市の職員として市としてどう対応していくかということを検討する計画案を今作成を検討しているところでございます。もちろん議員がおっしゃいますように、できるだけいろんな場面で市民の皆さんに意見も言っていただいたり、意見を反映させていながら施策を進めていく体制へ、また市民の皆さんのそういう機運の醸成等を図っていかなきゃいけないと思っているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 何かダブルスタンダードというか、市長はこういうことを言っておられるけど、実際には違うということが何か手にとれるような感じの答弁なんです。市民参画推進計画なんて市民が本当にどうやってやっていくのかっていうところがすべてじゃないか。それが何か市の態度というか、そういうことを決めることだというふうにおっしゃるが、私はどうもこれは理解ができません。その市民協働指針についても、ここからまた要望ですけれども、ぜひ市民を入れてどういうふうにしていくんだと、その役割、あるいはそのルールっていったものをぜひ市民を入れてつくっていただくようにちょっと要望します。

次に、ちょっともう時間が大分過ぎてきましたので、地域自治の問題です。淀江地域の自治構想についてということですが、これは新市建設計画をつくる中でいろいろ小委員会とかでも議論をされてきたと思います。新市建設計画の中には、市民との連携強化を図るために地域を拠点として自治組織のあり方を検討しますというふうにあります。こういったことで自治組織

っていったものが検討をするということになっとるんですが、どのように検討されているのか、また過去の市長の答弁では機運の醸成を待ってそれやっけていくんだっていうふうに過去には答弁されてるんですが、本来はその自治組織とかっていうことをやる気を市民に起こさせていくのが市長の役目だと思ってるんですが、ちょっと市長の所見を伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 地域を拠点とした自治組織についてでございますけれども、各公民館の公民館運営協議会が主体的に各地域のまちづくりを検討されるということをご期待しているところでございますけれども、今年度からひとづくり・まちづくり事業に予算措置をしているところでございまして、主体的な地域づくりというものに資するものであるというふうに考えているところでございます。また各地域においてそれぞれのまちづくり、先ほどもちょっと答弁で申し上げましたけれども、そういう取り組みがなされてきているところも出てきているというふうに認識しております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 先ほど、最初の答弁の中で公民館の運営協議会がそれに当たるみたいな答弁があったと思うんですが、ちょっと教育長に伺います。公民館の運営協議会にこういった自治組織のそういった役割があるんですか。

○（生田議長） 足立教育長。

○（足立教育長） 運営協議会の中で自治会の方もその役員に入っておられ、自治会等の方の住民の方の市民の意見を主体的にされて、活動として住民の意見を中心として主体性を持ってやられるように活動はなされているというように思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 自治組織と公民館の役割、位置づけとちょっとごっちゃにして質問をしちゃうんですが、先ほど市長はコミュニティセンターとしての役割が公民館にある、住民自治の拠点施設だというふうにおっしゃいます。そこでもう1回、教育長に聞きたいんですが、公民館は住民自治の拠点施設ですか。

○（生田議長） 足立教育長。

○（足立教育長） 現実の中では公民館によって違いが、格差があるかもわかりませんが、ある程度その拠点だというふうに考えております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） もう1回、市長に今度は伺います。この住民自治の拠点施設だということは、何に基づいて答弁をしておられるのか。何か位置づけられていて、ある条例に位置づけられている、ある計画に位置づけられている、そういったものに位置づけられて住民自治の拠点施設だっているというふうにおっしゃっているのかお願いします。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） これはたしか私も具体的にちょっと今ここに条文等を持ってきませんでしたけども、そのような役割を担ってもいいというようなたしか公民館に関する法令があったと思います。それと同時に米子市におきましては、当然でございますけれども公民館を中心としたまちづくり、またそういう意味でのコミュニティの拠点として役割は持っていると思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） その役割を担ってもいいという、やってもいいよという規定とかってというのは条例とか法律とかにもいっぱいあるわけで、それでやってないのはいっぱいあるんですよ。うちの市にあってもやることができる、することができる規定ってというのは、しないものがいっぱいあるわけですよ。そういう中であって、公民館はいつの間にかそうやって住民自治の拠点施設でコミュニティ施設であるというようなことをおっしゃってるんですけど、実質は社会教育施設ですよ。市はどこの書き物を見たって調べたって、社会教育施設でしかないんです。生涯学習施設ですよ。それが何か知らないけど、コミュニティ施設だ、自治センターの機能も有してるっていうふうにおっしゃるためには、何らかの位置づけをして、ちゃんと位置づけをして、ほんじゃこういうことでやろうよという形にならないと私はいけないと思うんです。そうしないと公民館運営協議会にそこでできるはずですよなんていうふうにきょうも答弁ありましたけども、公民館運営協議会の中にそういったことをやるんだっていうことの位置づけは私はないんだと思うんですね。だからそういうことはやってもいいかもしれないけども、やらなければならないということはないんですよ。だから本当に公民館を、私は公民館に本当に自治センター機能を持たしたい。持たすためにはやっぱり何らかのオーソライズをして、ここんところで公民館はこういった施設だ、生涯学習施設でもあるし自治センターの機能も持つ施設であるということをやっぱりちゃんと宣言をして、じゃあ地域の皆さん、こういうふうに使ってくださいねということはやっぱりやらなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。違いませんか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） もちろんできる規定ということだけじゃなくて、公民館につきましてはまちづくりのための施設としての位置づけもありますし、それから自治会とかいわゆる地域の社福に関連した業務等もやってもらってるわけございまして、そういう業務の内容からいたしますとコミュニティにおける拠点の施設としての機能も有しているというふうに理解しております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） この話は、今回の議会の中でも渡辺穰爾議員の質問の中で市長の権限を補助執行する規則ですかね、この中の別表でほんのつけ足しみた

いな形でたらたらたらと書いてあることを市長がおっしゃってるわけですよ。見とられると思いますよ、この市長の権限を補助執行する規則ってやつを見ておられると思いますけど、これは本来の公民館の仕事ではないんですよ。補助執行するということであつてつけ足しの仕事なんですよ。やっぱりその公民館をちゃんと位置づけて、こういった仕事をするところです、生涯学習もやりますし自治センター的な仕事もしますよということをはっきりとやる必要があるんじゃないですか。もう1回伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 現在、森議員がおっしゃいますように、生涯学習施設であるのと同時にコミュニティにおける拠点施設としての機能を有しているわけございまして、そういう中でいろんな活動もしていただいているというふうに理解しております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 全然議論にならずに、市長は一方的に自分がおっしゃってることだけを言っておられるわけですけども、その機能を有するためにはその、何で機能を有してるんですか、もう1回聞きます。何でそのコミュニティ施設としての機能、どこに基づいて市長は言っておられるのか、もう1回聞きます。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 公民館の役割としての、先ほど森議員も、ちょっと手元に持ってこなかったんですけども、その中で先ほど申し上げましたように自治会、社福等の事務を行うということも入っておりますし、また生涯学習機能と同時にまちづくりの拠点としての事務も行うというふうなものがあると私は理解しております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 市長の権限を補助執行する規則っていうのは、公民館の職員がする仕事なんですよ。公民館がする仕事ではないんですよ、いいですか。市長の権限を補助執行する規則っていうのは、公民館職員をして市長の権限に属する事務を補助執行させるということをは言ってるわけです。公民館の職員の規定なんですよ。公民館がそういうところですよという規則じゃないんですよ。私の言ってることは違いますかね、総務部長、ちょっと教えてください。違いますか。

○（生田議長） 森林総務部長。

○（森林総務部長） 今、規則を持ってきておりませんので、明快なお答えはできません。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） ちょっと調べてほしいんですけど、このことは公民館がする仕事と職員がする仕事というので違うんです。市長は公民館に権限がある、そういった機能があるっておっしゃってるけど、規則の中には職員をしてと

いう、職員が補助執行をするというふうに書いてるんです。ちょっとそのことが本当にどうかというのをちょっと調べてもらうために休憩をしてください。

○（生田議長） 暫時休憩をいたします。

午前 11時56分 休憩

午後 0時59分 再開

○（生田議長） 休憩前に引き続き会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。

森林総務部長。

○（森林総務部長） 午前中の森議員の御質問にお答えいたします。市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第2項には、教育委員会の事務を補助する職員をして別表に掲げる事務について補助執行させるということで、公民館には公布・告示その他の公示等に関する事務、戸籍・住民票等々の取り次ぎに関する事務、それから校区自治連合会、校区の社会福祉協議会その他の各種団体に関する事務、前3号に掲げるもののほか教育委員会と協議して定める事務というぐあいになっております。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 公民館を地域の拠点としてはどういうところで規定しているのかということでございますけれども、平成4年に今の公民館の体制を変えたことがございました。と申しますのは、それまで市の職員が公民館にいたわけでございますけれども、そこで今の4人体制というのを平成4年につくったわけでございます。そのときに米子市の社会教育委員という方がおられますけれども、その社会教育委員の方々に御相談しまして今後の公民館のあり方というものを御審議いただいたわけでございます。その社会教育委員会の会の提言がございまして、これ平成4年10月に出ておりますけれども、米子市では21世紀を展望した生涯学習体制の整備と公民館のあり方についてということで、米子市社会教育委員の会の提言をされたわけですが、その中に例えば社会教育法成立以来、各地で人々の学習活動の場として、また地域コミュニティ活動の中心的役割を果たしてきたのは公民館であると言っても過言ではないというような表現もあったわけでございまして、この提言を受けまして米子市職員定数条例の改正についてというのを議会の方にもお示しして、今の公民館の体制をつくったところでございます。そのときの議会に対する御説明の中でも、地域の生涯学習及びまちづくりの拠点施設である公民館ではこういう体制でいきたいというような御説明をさせていただいたわけでございまして、この提言、それから職員体制を整備する過程におきまして、公民館を地域の生涯学習の拠点及びまちづくりの拠点施設として位置づけてきているというのが今の米子市の体制だと思っております。またその後いろんな形で公民館でも活動いただいているわけでございますけれども、やはりその地域のコミュニティの中心施設であるという意

識は各地域の公民館の方々、また地域の方々の中でも定着してきているのではないかと考えております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） すごい古いものを持ってこられて、またよく調べられて、その平成4年の社会教育委員会での提言ですか、いい提言をしてあるなと思うんですが、結局それをやっぱりはっきりと書き物にして、米子市は公民館をこういうふうに使っていきますと、やっぱりそういった宣言があるんじゃないですか。もう1回、市長、答弁をお願いします。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） いろいろ書類も見ますと、今部長が答弁させていただきました職員の補助事務としての職員のあり方、先ほど申し上げました社会教育委員の提言を受けての職員の定数改正における取り扱い等々、それからまた今度の運営協議会設立に当たって公民館の方々にもお話をさせていただいた、また文書も出ていると思いますけども、そういう中での市の方針等で今の公民館の位置づけというのはわかっていただけてきてるんじゃないかと思えます。また公民館というのはあくまで自主的に活動してもらうのが基本でございまして、そういう中で私どもとしては先ほど申し上げましたように市としての位置づけというのも行ってきているところでございます。そういう中で今の体制で本当に不足があるのかないのか等々は研究してみたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 私は、非常にね、あくまでも今現在やってるのは職員が、この規則の中で職員が市長の事務の補助執行をするということで職員がやらなければならないとはうたってはるんですが、公民館が事業としてこれをやらなきゃいけないというのは1つもないんですよ。それも今の市長の話ですと、平成4年の市長の条例提案のときに市長がそういった発言をしたということですから、そうするともうまるっきりこれまで市長が答弁されたコミュニティ機能がある、自治センター機能があるというのは、何かそういった雰囲気があるというだけの話で何も一つオーソライズされてるものはないわけです。やっぱりこれまで市長が答弁されてきた言い方からすれば、あるいはまた今後の地域自治組織とか、あるいはそういったことを考えていく上には、やはり公民館をそういった機能があるということをちゃんと位置づけて、条例をちゃんとつくって、公民館ではこういった事業をやります、その1つの中にはコミュニティセンターとして自治センターとしての役割を、こういったことを担いますということがやっぱり必要じゃないですか。もう1回、市長に伺います

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど来申し上げておりますけれども、平成4年に職員定数条例の改正をしたときの御説明させていただいた資料、また昨年2月で

すか、運営協議会を公民館に設置するというときにいろいろ説明させていただいた資料等で、米子市における公民館の位置づけというものはさせていただいてきていると思っているところでございます。今後のあり方につきましては、今の状況で不足があるのかないのか等は研究してみたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 非常に不満ですけれども、今後この地域自治組織、それも含めて今後どのように形を具体化をさせていくのかということをやはり真剣に、投げてしまうのではなくて研究していただきたいということを申し上げて、先に進みます。

時間がないんでちょっと飛びますが、安心・安全のまちづくりについて。この中で市長、先ほど防犯灯の件について、これは全部自治会の責任だ、自治会が半分お金を持たないものについては全然検討ができない、また田んぼの中の防犯灯については農家が反対しているからできない、こういったような趣旨の答弁だったと思うんですが、それは全く違うんだと思います。自治会が全然民家のないところを、田んぼの中を自治会がそれを半分負担していくなんでそんなことはできるわけがないんです。またそういったところにも人は住んでいて、そこをまた子どもたちが通っている、その現実を市長が見ようとしてないんじゃないですか。その現実をどうやって改善していこうという、そういった市長の視点はないんですか伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど来申し上げておりますけれども、防犯灯につきましては地元の自治会がそれぞれの地域で必要とされる場所を判断の上、設置されているところでございます。市としましてはそういう地元の自治会の御要望を受けて予算の範囲内で設置させていただいてきているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 要するにね市長、必要か必要でないのかということ聞いてくださいよ。必要と思うのか思わんのかと聞いとるんですよ、私は。市長は必要じゃないって言うてるんですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） もちろん米子市の中でもいろんなところがございまして、そういうところで防犯灯の設置を要望されているということは承知しているところでございます。ただそういう中で防犯灯の設置ももちろん大事なことですけれども、ほかの方法はないのか、またその防犯灯を設置するのであればどういう設置の形をとったらいいのかということ在地元の自治会の方で判断していただいて、私どもに相談していただければ検討させていただきたいと思っているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） さっきから話しているのは、自治会が担当できないって言うてるでしょう。自治会と自治会の中の田んぼの真ん中なんです。どうやってそれ自治会が持つんですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 米子市の中ではいろんなところがございまして、そういう中でお子さんの通学路の安全、安心をどう考えていくかということをしていろんな形でそれぞれで検討していただいているところでございます。そういう中で、その安全・安心をどうやって確保していくかと、通学路の安心・安全を確保していくかということにつきましては、もちろん学校、地域、市、みんな協力してやっていかなきゃいかんだろうと思っているところでございます。そういう中で防犯灯の設置につきましては、先ほど来申し上げておりますけども地元の自治会がそれぞれの地域で必要とされる場所について、御要望があればその上で私どもも判断していきたいと思っているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 市長、私の言ってる質問に教えてくださいよ。いいですか。市長が市街化調整区域に設定をしているから家が建たないんですよ。学校と住居との間には市街化調整区域だという形で市長が制限を設けているから家が建たないです。だから田んぼの中を歩いていかなきゃ学校へ行けないんです。そこを夜帰っていかなきゃいけないんですよ。なのにあなたはそこんところは自治会からの要望があれば検討してみたい、ということだけしか言わないでしょ。必要なものにはどうやって対策をするのかっていうことはあなたの責任でしょ、どうですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 防犯灯の扱いにつきましては、先ほど来御答弁させていただいているところでございます。先ほど来申し上げておりますけども、米子の地域、各地域におきまして農道等を使って通学しておられる方もあると思っております。そういう中で通学路の安全・安心の確保につきましては学校、地域、また市、それぞれにおいて考えながら対応していかんやいかんだろうと思っておりますけども、防犯灯の設置につきましては先ほど御答弁させていただいたとおりでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 市長、もう1回聞きますが、防犯灯は必要がない、こういうふうにおっしゃってる答弁ですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 必要性につきましては、地域の自治会の皆さんで判断していただきたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 議事進行いいですか。

○（生田議長） どうぞ。

○（森議員） 必要か必要でないかということ議論してるのに、市長はそこんとこ答えないんですよ。ちょっとそのことを答弁するように、議長お願いします。こんなことで時間をかけておったって困ります。

○（生田議長） どうかな、市長さん。どうぞ。

○（野坂市長） 先ほど言いましたように、通学路の安心・安全ということに関しましては、地域、学校、市、みんなで考えていかにやいかんことだと思っております。防犯灯を設置するかどうかということにつきましては、一義的には自治会で判断していただいて、それを検討させていただきたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 田んぼの中には自治会がないんですよ、言っときますけど。住んでないんですよ、そこには。防犯灯と言ってるから市長はそういうふう言ってるかもしれない。ほんじゃあ街路灯に変えますよ。街路灯、あるいは防犯灯、そういった形で明るくするためには市はどういうことをするんですか、伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 防犯灯につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。街路灯の設置につきましては、それぞれ国道、県道、市道等あるわけですが、それぞれの中で優先順位をつけながら検討させていただいてきているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 防犯のために、明るくするために、市は何をするかと聞いてるんですよ。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 防犯灯につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおりでございます。また街路灯につきましても、先ほど御答弁させていただいたとおりでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） ちょっと時間を費やしてもったいないんですけども、何とかして子どもを守りたいという地域の中で、市街化調整区域に設定をされている中にも人が住んでいるんですよ。市長がさっきから答弁されていることは、学校の周り全部家があって、その周りに家があるからその自治会で防犯灯をつけてくれと言われればそれはつけますよと、そういうような答弁なわけですよ。田んぼのど真ん中にある学校なわけですよ。箕蚊屋中学校だけじゃないですよ、ほかのもあります。そういったところでどうやって子どもの安全を守っていくのかというときに、1つにはやっぱり明るくしていくことが必要じゃないかと言ってるんですよ。市長どうなんですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） そういうことも考慮に入れながら地域、そして学校、市、みんなで考えて考えていかなきゃいけないことだと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 行政は、市長は、何をやるんですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど来お答え申し上げますけれども、情報提供ですとかその組織の支援ですとか、防犯灯につきましては自治会等から御要望に応じて設置するわけですけれども、その今市が担っております責務の中での支援ですとかそういうことでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 全く残念でしょうがありません。市長が都市計画法上で市街化調整区域に設定をしておきながら、そこには家を建てるなどという形で制限をしています。そこに住んでいる人たちはどうしてもそういったところを通らなきゃいけない。そうしないと学校へ行けないんです、子どもたち。だけどそこんとところに別の対策を全く立てようとしません。関係ありませんという状態ですね。これは私は絶対おかしいと思いますよ。行政が何をしてくのか。市長の責任は何なのか。今子どもを守っていくために地域も一生懸命やっています。私も一生懸命やっています。だけど市は一体何をやるんですか。何もしないじゃないですか。情報提供は一体何をやってるんですか。それから教育もしなきゃいけない。住民教育は何をしてるんですか、伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 情報提供につきましては、その地域の犯罪等の状況等について公民館を通じて地域の方々にもお知らせするようにしておりますし、また防犯協議会等を通じて啓発活動、また防犯灯の設置等もお話しさせていただいているところでございますし、またその状況に応じて種々の会合等を開いて対策を考えたりをしていると承知しております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 非常に私は今、市民の皆さんもやっぱり地域に子どもを抱えている家庭もこの地域の安全といった問題については非常に興味がある問題だと思うんです。どうやって地域の安全を、あるいは子どもたちの安全を守っていくのかということとは大きな課題で、みんながスクラムを組んで、みんなはどうしていこうかという話だと思うんです。その中の安全マップづくりというのはその大きな1つなんです。その安全マップをつくることによって環境改善をしていく、その環境改善に行政が何を果たしていくかというところが問題だと思うんです。市長、この安全マップをつかって環境改善をしていくんですが、そのこのとこにどういった役割を果たしますか、市長は。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 安全マップは主として学校の方でいろいろ策定をしていた

だいていると思いますけれども、そういう中で地域の皆さん、学校、それから市、また警察等とも協力しながらさらなる安全策を模索してまいりたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 市は何をやるんですかっていうことですよ。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほどから申し上げておりますけれども、例えば情報提供ですとか組織のあり方ですとか、また防犯灯ですとかそういうところですか、またみんなでどうやって取り組んでいくかというようなところを御相談させていただいて、より安心・安全な通学路にしたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 行政と警察、市民がやっぱり一緒になってやらなきゃいけない。市民ができないこと、警察ができないこと、行政がすることっていうことがあるんですよ。だけど市長は、今の話ではもう全く情報提供だけしかしませんみたいなそういったことですよね。環境改善といったことが結びつかない限り、安全マップをつくったところでどうにもならないんですよ。確かに子どもたちには、ちょっと時間がないので教育長には聞けませんが、具体的に危険回避をする能力を養う、そのための教育をしてるということですからそれはそれでいいと思うんですが、ですが危ないところがやっぱり出てくるんですね。このことをどうやって環境改善をしていくか。それを行政、それから学校、警察、市民と一緒にやってここんとこをどうやって環境改善をしていくのか。その環境改善の1つが街路灯であったり防犯灯であったり、そこを明るくしていくことなんですよ。そのことに対してやっぱり市が責任を持ってやる必要があります。ぜひ検討していただきたい。市長にもう1回、その決意をちょっと伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど来申し上げておりますけれども、地域、学校、市、また警察などと連携しながらより安全で安心な通学路にしていきたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 次に進みます。ごみの有料化について伺います。有料化については、もう本当に私は真剣な議論が必要だと思っています。税で何を行い、そして料で何を事業を行っていくのか、ここんとこで私は大きな転換点に立つんだろうというふうに思っています。会派の中でも考え方はちょっといろいろあるんですけれども、私はこの有料化については慎重にやるべきだとそういうふうに考えています。もう1回伺いますが、自治法227条にいう特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができるという規定ですが、ごみは市民15万人全員が出すと思うんですが、こういったものに料を取るということについての是非論について市長はどうお考えか

伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 担当部長に答弁させます。

○（生田議長） 黒須市民環境部長。

○（黒須市民環境部長） 有料化の根拠でありますものについてお答えしたいと思っております。手数料徴収の法的根拠でございますが、もともと廃棄物処理法には市町村条例で定めているところにより手数料を徴収することができる旨の規定がございましたが、平成11年の地方分権一括法が成立した際に削除された経緯がございまして、ごみの手数料の徴収については、地方自治法227条の中で読み取ることができるとされております。またごみの収集・処理は市町村が住民全体に対して負担する一般的な義務であると同時に、ごみの収集・処理を必要とする住民各自の利益のためになされる役務の提供という側面がございますので、ごみの有料化に当たっては地方自治法227条を根拠に手数料を徴収することを可能だと考えております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 本来、米子市の場合、固定資産税も一般的な標準税率1.4%よりも1.5%と0.1%高いものを市街化区域だけでなく調整区域もすべて0.1%上乗せをしてあります。税金も既に高い状態になっている。これまではずっと税金で処理をしてきた。それを行革という名のもとに有料化をしていくということについては、私は非常におかしいのではないのかなというふうに思っています。私は行革でこういったことが出てくるといったこと自体におかしいと思っておりますが、市長はこれ行革でやるんですか、これ。伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど申し上げましたけれども、ごみの有料化の目的と申しますのは、ごみの減量化の一層の推進、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保及びごみ処理経費に係る財源の確保を目的としてるわけでございます。ごみ処理経費に係る財源の確保にも関連するものでございますから、行財政改革大綱の中にも掲げているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 私はこの行革っていうスタイルでやっぱり出てくるっていうことについては、本当におかしいなというふうに思っています。減量化っていうことでこういったことがどうしても、インセンティブを上げていくためには必要だということはそれは全く理解をしないわけではありません。そういったことも必要策の1つかなという気はします。ただやっぱり反対のことがいっぱい起こる。1つは不法投棄がふえるといった問題、その不法投棄の費用がこの手数料で賄われる、あるいはまた次に有料化に伴ってステーション方式ではなくって戸別収集といったことが起こるということであれば、これはまたまた大きな費用の増大につながっていく問題だと思っております。

こが本当に現状のまま、ステーション方式のまま、私はこのごみの有料化はできないと思っています。そこんとところに今後このままごみの有料化をやっていくとするならば、本当に戸別収集方式に変える覚悟があるのかどうか、ちょっとこれは伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 今ごみの有料化に伴いますそのやり方ですとかそういうものは検討をしているところでございます。いずれにしましてもいろんな角度から検討しなければならないことだと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） ごみをたくさん出す人と少ない人との公平の確保を図るというのも1つの有料化の目的だというふうにされました。ところがごみをステーションまで持っていく、500メートルも300メートルも離れたところまでごみを持っていくという人たちもございます。そうするとごみを出す距離を公平にしてくれっていう声も必ず起こってまいります。このことをなしにこのごみの有料化はできないというふうに考えてます。もしこれが戸別収集にでもなれば、これは大変な費用増大につながります。本当にこれがいいのか悪いのか、本当に慎重に議論をしていただきたい、そういうふうに思います。もしこれを、有料化を導入するならば、減量化に向けて減量化への特定財源、減量化だけについての特定財源に私はすべきだと思いますが、そういったことについては市長はどういうふうにお考えですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 有料化に伴いますその財源の確保ということがありますけれども、そういう意味での財源につきましてはごみの処理経費全体の中でやっぱり考えていかなきゃいかんことだと思っておりますし、またその経費の一部として使用させていただくことになると思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 慎重な議論をしていただきたいということを申し上げて次に進みます。

合併後1年間の検証についてを伺います。市長は淀江の皆さんの声をイベントや行事に参加してきたので、その中で聞いてきたというふうにおっしゃってますが、本当にその淀江の市民の皆さんが合併してよかったということになってきてるんでしょうか。私は本当に不思議です。今回の予算編成に当たっても市政の一体化の推進ということで、CATV4億5,000万の予算が計上してあります。これは淀江町内でこれをやるからということで、ハード事業をやってますよということなんです。これが本当にCATVで一体化がされていくのかどうか、市長はこの4億5,000万という税金を投入しながらもこれまでの答弁の中では、CATVに契約されるかされないかというのは個人の問題です、市は関係ありませんというような趣旨の答弁をされました。税金4億5,000万を投入をしながら、それにつなぐかつな

がないかは市民の勝手ですとこういうようなことなんですね。これが優先されているこの理由は一体何ですか、教えてください。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） もちろん情報の格差の是正というものが大きな目的だと思っているところでございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） でも市長は答弁の中で、契約されるかされないかは勝手ですとこういうようなことなんですよ、税金を4億5,000万も投入しながら。確かに使用料をこのケーブルテレビ会社から取られるということですが、事業の予算の中には89%が行政目的だというふうに書いてありました。11%が行政目的外、こういうことになるんですが、そのことからすると使用料は11%分だけ、4億5,000万の11%分についての使用料を取ってそれでやるというスタイルになってるんでしょうか。あわせて私はここでCATV事業をやるということの優先されたのが何で優先されたのか。前回6月の議会からずっと話題になっている大和公民館、この問題をずっと引きずってきてるんだと思うんです。淀江町の方たちにとっては、やっぱりこれは本当に合併ということについての象徴的な事業だと思うんですね。これはもうとにかく財政状況に応じてやる事業なんだから、もうあとは関係ありません、合併後についてはほかの公民館との均衡を見ながらやっていきます、けれどもCATVはどんと先に来た。これこそもっと後でもいいんじゃないですか。市民がつなごうがつなぎまいが関係ないよというこんなスタイルですよ。けれども大和公民館はみんなやってほしい、なおかつ前の町長が合併を決める議案の前に答弁してるんですよ、早くやってもらうことになりましたと。そのことによってこの米子市との合併議案が議決されたのかもしれないなど。そういったものについて市長はどんどん後回しにして、逆にCATVは先に持ってこられた、この理由をちょっとお聞かせください。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 今のその予算がどうだったかということは、私もちょっと詳しくは承知してないところもございまして担当部長に答弁させたいと思いますけれども、このCATVはやはり情報格差を是正するというのが大きな目的だったと思っておりますけれども、合併協議の中でもこの話は出ておまして、できるだけ早い時期にと思って今その準備に入っているところでございます。またもちろん大和分館ということもございしますが、これにつきましてはいろいろ誤解もあったようでございます。いずれにしても例えば淀江小学校の体育館ですとか今のこのCATVですとか、緊急に対応していく必要があるものについては、それから白浜住宅もそうでございますけれども、そういうものについてはできるだけ早く対応していきたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 私は、やっぱり政治として見誤ってるのではないのかなと思うんですね。やっぱりその心が合併をするっていうことが一番だと思うんですね。その心が合併するために必要な事業を政治家野坂康夫市長がどうやったらそれが一体化できるのかということを示す必要があるのではないのか。何でこれがCATVだったのか。私は順序、逆でもよかったんじゃないのかというふうに思うんです。そういった意味からして、市長はやっぱり直接淀江地区に住民の声を聞きに行く必要があるんじゃないのか。こういったことで合併をして1年たちました、どうでしょうか。それからアンケートもやっぱりとる必要があるんじゃないか。市長、いかがですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 以前から申し上げておりますけれども、別に淀江地区に限らず市民の皆さんから今の状況等について説明してほしいという要望がありましたら、時間の許す限りどこでも出向いていってお話しさせていただきたいと思っております。合併に関するアンケートでございますけれども、これを実施する考えはございませんけれども、新市の米子市総合計画策定のため実施いたしましたまちづくりアンケートにつきましては、今後市民の皆さんの満足度や施策の成果を確認する意味からも継続して実施してまいりたいと考えております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 市長の答弁は、必要があればとか要望があればということで、自分がみずからがどうやっていくかということがやっぱりないんですね。淀江の方々、やっぱり合併ということで大きくほかの地区とは違うんですね。そのことで重要な民意をどうやって市長が受けていくかということが私はすごく重要だと思います。その意味ですごく丁寧な対応が必要だと思います。ぜひ直接淀江地区に出かけられて、住民の声を直接聞かれ対話をすべきだということを申し上げて私の質問を終わりますが、あと関連質問を同僚議員がいたします。